

練馬区新型コロナウイルス感染症に係る介護事業者等特殊勤務手当補助事業

《ご案内》

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、介護事業者等が特定のサービス提供を行った従事者に支給した特殊勤務手当に係る経費を補助します。

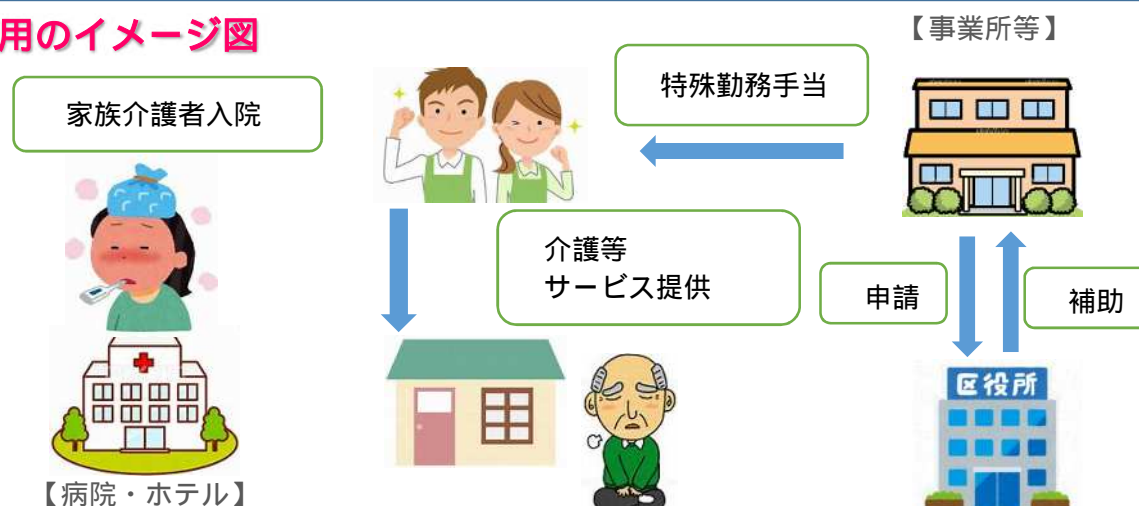
◆補助概要◆

補助対象： 区内に在住する高齢者や障害者であって、その家族介護者が新型コロナウイルス感染症により入院等した際、事業者が自宅に残された高齢者や障害者(濃厚接触者)に対して、家族介護者に代わり、介護等のサービスを提供するに当たり、従事者に支給した特殊勤務手当

対象期間： 令和2年6月1日(月)から令和3年3月31日(水)まで
上記期間にサービス提供を行った場合、対象となります。

補助金額： 対象従事者1名に対し1日あたり4,000円
実際の特務手当の支給額が4,000円に満たない場合は実際に支給した額になります。
他の補助制度等により、補助を受けている場合は補助対象外になります。

利用のイメージ図



◆手続等◆

申請方法： 練馬区のホームページから様式をダウンロードし、申請書類を作成し、担当窓口へ提出(郵送可)してください。

交付時期： 実績報告(特殊勤務手当の支給実績)の審査後、補助金を交付します。
なお、事情により、概算払()とすることもできます。

特殊勤務手当の支給前に概算で補助金を交付し、後日精算する方式

◆担当窓口◆

書類の提出および問合せ先 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所

介護保険サービス担当 介護保険課事業者指定係(東庁舎4階)

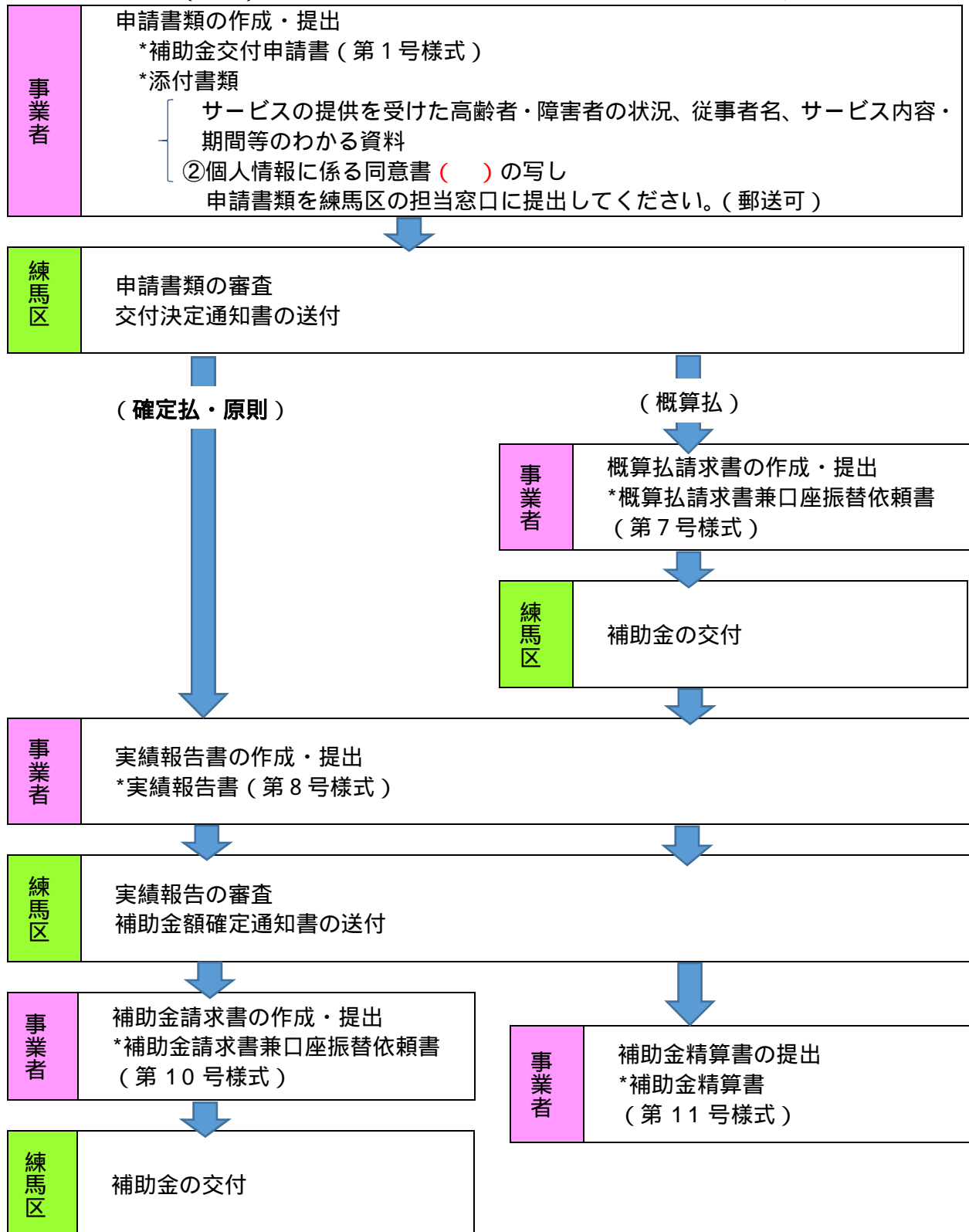
電話 03-5984-1461 FAX 03-3993-6362

障害福祉サービス担当 障害者サービス調整担当課障害者給付係(西庁舎1階)

電話 03-5984-1021 FAX 03-5984-1215

◆補助金交付の流れ◆

提出する書類（様式）は練馬区ホームページからダウンロードしてください。



個人情報に係る同意書...申請にあたり、事業者が収集した個人情報を区へ情報提供することについて高齢者または障害者および従事者に説明し、同意書を作成してください。